

## 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会ホームページリンク要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、いなべ市社会福祉協議会ホームページ（以下「社協ホームページ」という。）と、県内外の公共性の高い団体等のホームページをリンクすることにより、利用者の利便を図るとともに、市内の団体等の情報を社協ホームページで発信し、地域の福祉意識の振興と推進を図ることを目的とする。

### (基準)

第2条 社協ホームページにリンクを許可する基準は、以下のとおりとする。

ただし、いなべ市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 前条に定める目的に合致すること
- (2) 営利、政治、宗教、その他、社協ホームページとリンクすることが相応しくない内容を目的とするものでないこと
- (3) 本要綱に定めるものの他、社協ホームページに関する指示に従うこと
- (4) 公共団体等及びいなべ市民（法人を含む）が運営するホームページであること

### (手続き)

第3条 本要綱を承諾した上で、ホームページのリンクを希望する者は、ホームページリンク申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。申請者は、原則としてリンクを希望するホームページの運営者とする。

- 2 会長は、申請のあったホームページが前条の基準に適合するかを確認の上、リンクの可否を決定し、ホームページリンク可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、速やかにリンクを行うものとする。

### (リンクの明示)

第4条 社協ホームページから申請者ホームページへのリンクの場合は、トップページへのリンクを原則とし、リンク先が申請者ホームページである表示をすること。

- 2 申請者ホームページから社協ホームページへのリンクの場合は、トップページへのリンクを原則とし、リンク先が社協ホームページである表示をすること。ただし、申請者ホームページのトップページにリンク集がある場合は、この限りではない。

### (報告)

第5条 申請者ホームページから社協ホームページへの場合、リンク設定後、直ちにホームページリンク報告書（様式第3号）により会長へ報告するものとする。

## 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会ホームページリンク要綱

- 2 リンクを行った申請者のホームページ内容等が変更され、第2条の各号に適合しなくなった場合は、申請者は直ちに会長に報告すること。また、申請者ホームページの内容を会長が発見した場合も同様とする。

### (リンクの削除)

第6条 会長は、前条の報告及びその他より申請者ホームページが第2条の各号に適合しなくなった場合は、次のとおり行う。

- (1) 社協ホームページから申請者ホームページへのリンクの場合は、申請者の承諾なしにリンクの削除を行う。
- (2) 申請者ホームページから社協ホームページへのリンクの場合は、直ちに申請者に文書にて削除の督促をし、リンクを削除させる。
- (3) ホームページの変更はないが、第2条の基準の変更等により適合しなくなった場合は、速やかに申請者に連絡の上、リンクの削除を行う。

### (免責)

第7条 社協ホームページとのリンクまたはリンクの不許可・解除等により発生した一切の責任について、いなべ市社会福祉協議会はホームページの申請者、運営者、所有者及び第三者に対し、いかなる責任も負わないものとする。

### (附則)

この要綱は、平成19年12月1日から適用する。ただし、平成19年12月1日以前に、社協ホームページとのリンクが設定されているものについては、速やかにホームページリンク申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。